

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公表番号】特表2013-506076(P2013-506076A)
 【公表日】平成25年2月21日(2013.2.21)
 【年通号数】公開・登録公報2013-009
 【出願番号】特願2012-530869(P2012-530869)
 【国際特許分類】

F 0 1 N 3/28 (2006.01)
 D 0 1 F 9/08 (2006.01)
 D 0 4 H 1/4209 (2012.01)

【F I】

F 0 1 N 3/28 3 1 1 N
 F 0 1 N 3/28 3 1 1 B
 D 0 1 F 9/08 A
 D 0 4 H 1/4209

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月1日(2013.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記要素：

生体溶解性無機繊維を含む第1の層；及び

前記生体溶解性無機繊維と異なる無機繊維を含む、前記第1の層に隣接した第2の層、
 を含んでなるマット。

【請求項2】

前記第1の層が、第1の平均径を有する生体溶解性無機繊維を含み；かつ

前記第2の層が、前記第1の平均径より大きい第2の平均径を有する非呼吸性繊維を含む

、

請求項1に記載のマット。

【請求項3】

前記生体溶解性繊維が、カルシウム-アルミナート繊維、カルシア-マグネシア-シリカ
 繊維、マグネシア-シリカ繊維又はその組合せを含む、請求項2に記載のマット。

【請求項4】

前記マグネシア-シリカ繊維が、約65～約86質量%のシリカ、約14～約35質量%のマグネ
 シア及び約5質量%以下の不純物の繊維化生成物を含み、前記カルシア-マグネシア-シリカ
 繊維が、約45～約90質量%のシリカ、0を超え約45質量%までのカルシア、及び0を超え約35
 質量%までのマグネシアの繊維化生成物を含む、請求項3に記載のマット。

【請求項5】

前記第2の層の前記無機繊維がゾルゲル由来繊維を含む、請求項2に記載のマット。

【請求項6】

前記ゾルゲル繊維が高アルミナ繊維を含む、請求項5に記載のマット。

【請求項7】

前記ゾルゲル繊維がムライト繊維を含む、請求項5に記載のマット。

【請求項 8】

前記第1の平均径が約6 μm 未満であり、かつ前記第2の平均径が約6 μm より大きい、請求項2に記載のマット。

【請求項 9】

下記要素：

ハウジング、

前記ハウジング内に弾性的に取り付けられた脆弱構造；及び

前記ハウジングと前記脆弱構造の間に配置された請求項1～8のいずれかに記載の取付けマット、

を含んでなる排気ガス処理装置。

【請求項 10】

排気ガス処理装置用末端錐体であって、下記要素：

外側金属錐体；

内側金属錐体；及び

該末端錐体ハウジングの壁間に配置された、請求項1～8のいずれかに記載のマットを含む絶縁マット、

を含んでなる排気ガス処理装置用末端錐体。